

対面的対話確認事項

No.	確認事項	回 答
1	【第2回質問回答 No. 39】 設計の契約不適合責任期間は正式引き渡し後10年間で、No39のご回答では、契約不適合責任が運営期間を超えることが想定される場合は、別途本市と協議を行うとあります。そのような状況にならないように設計および改善を行っていきますが、現状では、実質的に期限のない契約となるため、民法の消滅時効の一般原則に従い契約不適合責任期間は、期間の延長があったとしても、最長でも正式引き渡し後10年間とさせていただけないでしょうか。	設計の不適合期間は10年間とし、その期間に設計の不適合箇所が見受けられた場合は、改善後に本市が行う契約不適合検査合格後10年間で不適合責任期間とします。なお、契約不適合責任期間が運営期間を超えることが想定される場合については、別途本市と協議を行うこととします。
2	【第2回質問回答 No. 172】 建設工事請負契約の契約不適合責任期間（第55条第6項）について、No. 172のご回答では、「故意又は重過失」に限定していませんとのことですが、質問したとおり民法の契約不適合責任が過失責任主義であり、契約書で定めた契約不適合責任期間が経過した後であっても、発生した契約不適合が受注者の過失によらない場合、受注者が責任を負うとすることは出来かねますので、この部分は「故意又は重過失」としていただくことは可能でしょうか。	安城市の工事の請負約款の中で、契約不適合責任期間の記載をされており、その中で「故意又は過失」という設定をしていることから、本事業においても「故意又は過失」とします。
3	【第2回質問回答 No. 187】 管理運営業務委託契約書第27条の一般的損害で、No187のご回答では、発注者の責めに帰すべき事由以外は受注者の負担とのことですが、入札説明書添付資料-7リスク分担に記載されている内容は、入札説明書記載内容が正と	運営段階の一般的損害については、入札説明書添付資料-7リスク分担の表に記載していません。運営段階の一般的損害については、管理運営業務委託契約第27条が適用されますが、責めに帰すべき事由が発注者・受注者どちらに存す

	考えてよろしいでしょうか。また、事業者には責任がない場合には事業者も責任は負わないと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。	るか不明瞭な場合は、個別の事象ごとに市との協議の上対応を決定することとします。
4	【第2回質問回答 No. 194】 管理運営業務委託契約第34条の2について、No. 194のご回答では、受注者の免責が認められない事由（条文上、受注者の義務の不履行による場合に限られません。）及び建設事業者との連帯債務について規定するものとのことですが、異常事態又は業務水準の未達成が発生した原因が発注者にある場合、受注者は免責されると考えてよろしいでしょうか。	異常事態又は業務水準の未達成が発生した原因が発注者にある場合については、ご理解のとおりです。
5	【第2回質問回答 No. 142】 基幹的設備改良工事後は、事業者にて保安規程の変更を行ってもよろしいでしょうかとの質問に対して、「必要がある場合、本市と協議の上、保安規程を変更することは認めます。しかし、現在の保安規程の点検期間等について変更する必要性は認めておりません」とのご回答です。これまでの点検において技術基準に抵触することや懸念事項は見られていないこと、経年劣化についても兆候を掴めていることから点検期間等の見直しを行っても保安確保に支障が無いと考えます。当社他施設の実績においても点検期間を長くとることによる支障はありません。保安規程の点検期間等を見直しすることで、経済的な保守計画をご提案できますが、現状のご回答であれば、現状の保安規程による点検期間等の金額となりますので、再検討をお願い致します。	保安規程の変更にあたって、監督官庁との調整が必要となりますが、過去に本市において保安規程の変更申請をした際に受理されなかった経緯があったため、「変更する必要性は認めておりません」と回答をしております。しかし、経済的な運営を行っていただきたいと考えておりますので、想定される実績や具体的な変更内容を踏まえた上で、ご提案ください。
6	【第2回質問回答 No. 6】 「諸手続きについては本市が行いますが、接続のための書類作成、事前協議等	事業者提案内容をもとに接続検討を行うため、設備増強が必要となることは想定しておりません。な

	については、事業者をお願いします。」 【第2回質問回答 No. 15】 「通常接続検討で事業側に設備増強が必要となることは想定しておりません。しかし特別高圧接続引き込みで当然予想される、出力制御信号の受信などは事業者の想定範囲内とします。」 【第2回質問回答 No. 75】 「事前とは、事業者契約後になります。事業者提案から大きな変更があった場合は、本市と協議を実施することとします。」 のご回答について、 NO. 6：書類作成、NO. 15：出力制御信号の受信は承知しました。 但し、電力会社から受領する接続検討回答により想定外(安城市施設内の設備増強費用、電力会社側起因による特高受電・連系開始日の遅延など)の事項については事業者範囲外として計画させていただきます。	お、電力会社側に起因する特高受電・連系開始日の遅延などは、事業者の対象範囲外です。
7	【第2回質問回答 No. 6Q, No. 68～No. 71】 「予備回路の容量及び数量は、本市と協議を行い決定することとします。」について、高圧電気室の更新後の配置スペース上の制限がありますので、以下の条件で計画させていただきます。 ・No. 60 高圧配電設備：高圧予備フィード 1 回路とします。 ・No. 68～No. 71 各低圧主幹盤：将来増設用の予備を設けることには制限があり、ご要望にお答えできない場合があることをご承知おきます。	提案に基づいて設備全体を判断するため、個別の詳細についてはお答えできません。要求に応じた予備回路の容量と数量をご提案ください。また、配置スペースの制約については、機器の省スペース化等の工夫を凝らしてご提案ください。
8	【第2回質問回答 No. 16】 本事業の計画において受電方式、電力側の工事期間、工事負担金の確認する上で、接続検討をされているものと思われます。その際に実施している接続検討回	第三者への開示不可となっているため、開示できません。なお、契約締結後、事業者提案をもとに接続検討を行ないます。接続検討及び工事負担金は、本市の負担としま

	答書の提示をお願いします。	す。
9	【第2回質問回答 No. 67】 「監視内容及び表示内容は、既設同様以上とします。」とありますが、同様以上について具体的にご教授をお願いします。	既設における監視・表示内容を必須としますが、安全性等を考慮し、監視・表示内容を追加する提案は可能です。
10	【第2回質問回答 No. 76】 「機器の撤去・更新等に伴い必要となるケーブル工事や電線工事は、基幹的設備改良に必要な工事として、本工事の対象とします。」について、同一場所による機器更新時に既設ケーブルが届く場合は、ケーブルの健全性が確認できたものは流用で計画させていただきます。また、計装配線も健全性が確認できたものについては、流用で計画させていただきます。	機器の撤去・更新等に伴い必要となるケーブル工事や電線工事は、基幹的設備改良に必要な工事として、原則、本工事の対象としますが、ケーブル、計装配線の健全性の確認方法及び結果を市に提示し、本市が認める場合は、流用可能とします。 日本電線工業会の技術資料ではケーブル更新の推奨時期を提示しています。運営期間中にこの目安を超える場合の対応含めご提示ください。
11	【第2回質問回答 No. 20】 落札者決定基準の評価対象項目で、灰の発生抑制に資する提案を求めています。とありますが、建設工事として保証できるものがないため、維持管理上の工夫を行うことを提案させていただきます。	落札者決定基準の評価項目を踏まえ、ご提案ください。
12	【第2回質問回答 No. 178、No. 182】 ごみの外部搬出及びごみの外部処理の支払い方法について、No. 178 と No. 182 のご回答では、建設工事費と同じタイミングで建設事業者へお支払いする想定になっているとのことですが、建設工事費は年度末に一括にてお支払いしていただくものと想定しています。各々建設工事と異なる契約であるため、建設事業者へお支払いしていただくことは問題ありませんが、灰運搬・灰資源化・灰処理と同様、月次での支払いをお願いします。	ごみの外部搬出及びごみの外部処理の支払い方法については、月次での支払いとすることにします。

14	【第2回質問回答 No. 18】 月毎の灰資源化の実績値は、資源化された量を採用することとされていますが、他自治体様の事例では搬入量を採用していただいています。また、ヤードには他所の焼却灰も混ぜた形でストックしており、正確な資源化量は判別できません。このような事情のため、搬入量を実績値として採用してください。	毎月の資源化量は、資源化を行った量としますが、保管・処理方法等により、正確な資源化量を判別できない場合は、本市と協議を行うこととします。
15	【建設工事請負契約書（案）P. 34 第 55 条 1 項：契約不適合責任期間】 契約不適合責任期間の起算点は、要求水準書（基幹的設備改良工事編）第 2 章第 7 節（20 項）では、「正式引渡し後」となっています。 一方で、本項の契約不適合責任期間の起算点は、「引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた翌年度当初から」となっています。本項の定め方だと契約不適合責任期間が引渡しの日が早いほど契約不適合責任期間が長くなってしまいます。 要求水準書の記載のとおり「正式引渡し後」が一般的と考えますが、本項の定めもそのとおりという理解でよろしいでしょうか。	契約不適合責任期間は、要求水準書（基幹的設備改良工事編）第 2 章第 7 節 1. 契約不適合責任に定める期間とします。
16	【管理運営業務委託契約書（案）P. 14 第 34 条の 2：性能保証に関する責任】 本条の「本施設」は、基幹的設備改良工事の対象となっている「ごみ焼却施設」、「管理棟」のことという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等の入札公告資料において、「本施設」は、「安城市環境クリーンセンター（ごみ焼却施設、し尿処理施設、関連施設を含む）」と定義しています。
17	【第2回質問回答 No. 35】 焼却主灰の測定場所は事業契約締結後、本市が指示します。とありますが、貴市と事業者の協議によって決定するものとさせていただきます。	可能とします。
18	【第2回質問回答 No. 150～152】	ご理解のとおりです。

	防災備蓄品の管理・支給については要求水準書から削除となっていますが、特に事業者側の業務はないとの理解でよろしいでしょうか。	
19	【第2回質問回答 No. 118】 電話対応のうち、(10)不法投棄に関する問い合わせは事業者で対応することとのご回答でしたが、電話対応のみで不法投棄現場へ確認に行く必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	【第2回質問回答 No. 100】 本項目は、新規で工場から搬入相談があった際、汚泥が処理に際して問題ない成分かを確認する目的のものです。とのご回答をいただいておりますが、このことは新規で搬入相談があった際には貴市から受託者へ問い合わせがあり、搬入物の性状を確認・検討の結果「問題あり」と判断された場合は「受け入れをお断り」することができるという理解でよろしいでしょうか。	原則ご理解のとおりですが、受託者において成分分析を行い、その結果を踏まえ本市との協議の上で判断するものとします。
21	【第2回質問回答 No. 105】 要求水準書第1章第2節2.5)(4)放流水水質 表9は毎日実施する簡易検査の基準を示す。とありますが、要求水準書添付資料-15 令和6年度し尿処理施設作業計画書の週間予定表との間に差異が生じています。ここでの基準は詳細記載となっている要求水準書添付資料-15 令和6年度し尿処理施設作業計画書を参考に実施すればよいという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書第1章第2節2.5)(4)放流水水質 表9は、毎日検査を実施する項目です。添付資料15の週間予定を修正します。
22	【第2回質問回答 No. 105】 要求水準書第1章第2節2.5)(4)放流水水質 表10 下水排除基準の分析項目については、関連法令（下水道法、水質汚濁防止法、施設設置届等）で定められた頻度で実施すればよいという理解でよ	下水排除基準については、担当課との協議を踏まえて決定しております。表10 下水排除基準に示す分析項目については、要求水準書第1章第2節2.5)(4)放流水水に記載のとおり、月1回検査を実施する

	ろしいでしょうか。	こととします。
23	【第2回質問回答 No. 105】 要求水準書第1章第2節2.5)(4)放流水 水質に関連して「施設設置届」の資料を 閲覧させてください。	閲覧の機会を設けます。